

村上市保育園 登園許可証明書

お子さんが感染症にかかられた場合は、集団発生や流行をできるだけ防ぐためにも、必ず医師の診断及び治療を受けられ、集団保育が可能かどうかの判断をしてもらってからの登園をお願いいたします。お手数をおかけしますが、医師に登園許可証明書を記入してもらい保育園にご提出ください。

★保育園名、組名、園児名は保護者が記入してください。

園名	保育園	組名	園児名
疾患名 該当欄に○をお願いします		登園のめやす ※2018改訂版(2023年5月一部改訂) 保育所における感染症対策ガイドライン及び 村上市岩船郡医師会の助言により	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが、かさぶたになるまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過するまで	
	流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌療法が終了するまで。	
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間経過していること	
	感染性胃腸炎(ロタウイルス感染症、ノロウイルス感染症、アデノウイルス感染症)	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事ができること	
	腸管出血性大腸菌感染症(O157,O26,O111等)	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと	
	ヒトメタニューモウイルス(hMPV)感染症	呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと	
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しいせきが治まっていること	
	手足口病	発熱、のどの痛み、下痢が治まり、普段の食事ができること(全身状態が良いこと)	
	ヘルパンギーナ	発熱、のどの痛み、下痢が治まり、普段の食事ができること(全身状態が良いこと)	
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと	
	その他		

裏面園児の疾患は、他児への感染のおそれはないと認められますので、

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名又は

医師名

印

専門医様

村上市 こども課長

現在かかっている病気が治癒し、他の園児への感染のおそれがなくなりましたら、お手数でも保護者に「登園してもよい」旨を指導し、登園許可証明書により、保育園あてにお知らせくださるようお願い申し上げます。

問い合わせ先

村上市	こども課	子育て支援室	53-2111	内線2540
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	62-3104	内線128
神林支所	地域振興課	地域福祉室	66-6113	内線115
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	72-6887	内線135
山北支所	地域振興課	地域福祉室	77-3113	内線135